

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2010 年度第 3 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナー開催のご案内

中国における知的財産権問題に対処するため、2000 年 5 月、中国日本商会の分科会として「知的財産権問題研究グループ（中国日本商会 IPG）」が発足し、これまで精力的に活動を続けております。

中国日本商会 IPG では、2010 年度第 3 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナーを以下のとおり開催いたします。参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、10 月 9 日（土）までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2010 年 10 月 11 日（月）14：00～18：00（13：30 受付開始）

場所：北京飯店萊佛士 (Raffles Beijing Hotel) 宝石大厅（行政樓地下一階）

北京市東長安街 33 号

http://www.raffles.com/en_ra/property/rbj

議題：第一部 14:10～15:30 ジェトロ知財セミナー

テーマ 「知的財産権の活用とイノベーション」

講師 一橋大学イノベーション研究センター 長岡貞男 教授

第二部 16:00～17:50 IPG 会合

1. 講演

テーマ 「中国における職務発明制度の諸問題」

～特許法実施細則の 2010 年改正をふまえて～

講師 森・濱田松本法律事務所 遠藤誠 弁護士・博士（法学）

2. IPG10 周年記念シンポジウム開催結果報告

3. IIPPF ハイレベルミッション開催報告

4. 意匠制度シンポジウム開催結果報告

5. その他

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jetro-pkip.org/>

2. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

日時：2010 年 10 月 20 日（水）

※14：00～17：00 の時間内にて、原則 1 時間程度。先着順。

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路8号 亮馬橋大厦写字楼2座19階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailにてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

中国日本商会 IPG 事務局（JETRO 北京センター知識産権部、担当：高村、蔣）

E-Mail：post@jetro-pkip.org

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 最高裁が司法解釈を起草、知的財産権事件集中審理の試行範囲を拡大へ（法制網 2010年8月25日）
2. SIPO、「専利行政法執行弁法」の改正案で意見募集（國務院法制弁ウェブサイト 2010年9月2日）
3. 特許代理条例の改正案が公布、25日まで意見募集（国家知識産権網 2010年9月8日）

○中央政府の動き

1. 工業・情報化部、工業設計業界の発展を支援する指導意見発布（匯港通訊 2010年8月27日）
2. 「知的財産権戦略の実施環境が厳しい」、SIPO 副局長が指摘（光明日報 2010年8月26日）
3. SIPOが企業現場での審査官研修実施、「実践基地」が北京で発足（科技日報 2010年9月3日）
4. 知的財産権担保融資の管理を強化、財政部などが共同通達（国家知識産権網 2010年9月2日）
5. 知財保護活動における外資系企業の協力と監視を歓迎、習副主席（中財網 2010年9月10日）
6. 特許情報サービスセンター設立へ、SIPO（法制日報 2010年9月10日）
7. 國務院常務会議で戦略的新興産業の支援策を採択（新華網 2010年9月10日）
8. 科技部 電気自動車の動力開発プラットフォームがすでに形成（国家知識産権網 2010年9月17日）
9. 温総理がサマーダボスに出席、「知的財産権保護は国家戦略」（国家知識産権網 2010

年 9 月 15 日)

10. 合併・再編促進の意見が発表、知財優位性企業の育成を強調 (国家知識産権網 2010 年 9 月 8 日)

○地方政府の動き

1. 北京、模倣品販売にデパートも供給業者も責任追及 (北京晩報 2010 年 8 月 26 日)
2. 湖北省、ホンダ商標の無断使用の部品販売店を集中摘発 (楚天金報 2010 年 8 月 25 日)
3. 北京・中関村に 75 平方キロのサイエンスシティ建設へ (中国網 2010 年 9 月 3 日)
4. 国内初の LED 特許連盟が深センで設立 (国家知識産権網 2010 年 9 月 10 日)
5. 北京、企業の海外商標戦略をサポート、50 数カ国で老舗商標登録 (新華網 2010 年 9 月 14 日)

○司法関連の動き

1. 最高裁が専門家バンク設立へ、中国科学技術協会と協力 (法制日報 2010 年 8 月 27 日)
2. 侵害業者の財産保全申請に担保は不要、アモイの裁判所 (法制網 2010 年 8 月 31 日)
3. 深セン市で「三審合一」を普及、全国初 (南方日報 2010 年 9 月 17 日)
4. 「HONYO」は「HONDA」の類似商標、ホンダが一審で勝訴 (国家知識産権網 2010 年 9 月 19 日)

○統計関連

1. 北京の科学技術産業付加価値額 1300 億元突破 1~6 月 (人民日報海外版 2010 年 8 月 25 日)
2. 登録商標の出願件数が累計で 770 万件に (国家知識産権網 2010 年 9 月 3 日)
3. 特許国際出願が大幅増、上半期に (人民網 2010 年 8 月 30 日)
4. 特許出願件数ランキングの世界トップ 500 社に中関村は 1 社だけ (北京日報 2010 年 9 月 10 日)

○その他知財関連

1. 英国誌：中国が知的財産権紛争の最も多い国に (国家知識産権網 2010 年 8 月 23 日)
2. 権利擁護のコストが高すぎる、知財権保護で悩む国内企業の声 (法制日報 2010 年 9 月 2 日)
3. アジアブランド 500 強 ベスト 10 に日本が 6 つ中国 1 つ (新華網 2010 年 09 月 10 日)
4. 中米 6 企業からなる新エネルギー自動車連盟、福田汽車で発足 (中国質量報 2010 年 9 月 7 日)
5. 知財犯罪の摘発で中国側との提携を望む、米 ICE 長官 (新華網 2010 年 9 月 17 日)
6. IBM、世界初の「モノのインターネット技術センター」北京に設立 (科技日報 2010 年 9 月 17 日)

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★3. 特許代理条例の改正案が公布、25日まで意見募集★★★

特許代理業務の規範化や関連業界の正常な秩序の維持などを盛り込んだ「専利代理条例」の改正案はこのほど、国家知識産権局により公布され、今月25日までに一般向け意見募集することとなった。意見は書面と電子メールの二つの方法で国家知識産権局が受理するという。

現行の「専利代理条例」は国務院が1991年3月4日に発布し、翌月1日に施行されたもの。中国の市場経済体制の確立、整備および専利法の3回改正により、特許代理業の市場化が急進し、現行法が現実に相応しくないことが深刻で、改正が迫られている。国家知識産権局の条法司の責任者によると、改正案は現行の「条例」より「専利代理業務」という一章を加えた六つの章からなるほか、箇条の数も以前の28条から50条までに増加したなど、形式と内容とともに大きな改正が行われた。(国家知識産権網 2010年9月8日)

○中央政府の動き

★★★4. 知的財産権担保融資の管理を強化、財政部などが共同通達★★★

財政部、工業と情報化部、銀行業監督管理委員会、国家知識産権局、国家工商行政管理総局、国家版權局の6部門はこのほど、知的財産権担保融資と評価の管理を強化し、中小企業の発展をサポートする旨の通達を共同で発布し、関係部署に対し、それぞれの職能を十分果たして、地方の知的財産権担保融資を促進するよう求めた。

通達では、各級の財政、銀行監督管理、知的財産権、工商、著作権、中小企業管理など管理当局に対して、▽協力と情報共有を強化し、知的財産権担保融資を促進する新施策を模索する、▽商業銀行を含む各金融機構が国の中小企業支援策を踏まえた知的財産権担保融資業務を展開するよう指導、支援することが求められるほか、知的財産権担保融資をめぐるリスク管理体制と評価管理体制、知的財産権の移転、流通を促進する管理体制を確立させなければならないことも強調された。(国家知識産権網 2010年9月2日)

★★★8. 科技部 電気自動車の動力開発プラットフォームがすでに形成★★★

科学技術部発展計画司の劉敏副司長は16日、国務院新聞弁公室が行った記者会見において、「中国の10年間にわたる努力を通じ、知的財産権を有する電気自動車の動力システム開発プラットフォームがほぼ形成された。また、要となる部品の技術開発システムも確立され、小規模な電気自動車の生産能力と、大規模なビジネスモデルも初歩的に形成された」と述べた。

劉副司長によると、中央財政はこの10年間、電気自動車の関連資金に20億元以上を拠出し、500以上の研究課題を行ってきた。また、国内の大型企業100社以上、関連の研究機関や大学を組織して研究を展開してきた。

電気自動車の産業化をより良く推進するべく、財政部、発展改革委員会、工業情報化部、科技部の4部門は09年、共同で電気自動車の科学技術モデルプロジェクト「十城千輛(10大都市で、1000台ずつの電気自動車を普及する)」を立ち上げた。

「十城千輛」プロジェクトの一環である、省エネ・新エネルギー自動車の普及プロジェクトは、25都市で試行を行っており、公共サービス分野および個人の電気自動車購入に対する補助金制度を導入、すでに新エネルギー自動車5千台以上を普及させ、国からの補

助金は9億7千萬元に上った。また、98カ所の充電スタンド、325カ所の充電柱を建設した。(国家知識産権網 2010年9月17日)

★★★9. 温総理がサマーダボスに出席、「知的財産権保護は国家戦略」★★★

世界経済フォーラム(WEF)のニュー・チャンピオン年次総会(サマーダボス会議)が13日午後、天津梅江コンベンションセンターで開幕した。開幕式に出席した国务院の温家宝総理が式辞を述べ、中国が知的財産権の保護を国家戦略として位置づけ、世界各国と知的財産権について交流と対話を行いたいとし、知的財産権の保護を高く重視する中国政府の姿勢を強調した。

温総理は、「中国の発展は開放的な発展で、全面的互惠を図るものだ、開放に寄与する政策はすべて継続していく」と指摘して、「中国は一貫して外資系企業に開放的、公平な環境を提供するよう取り組んでいる。中国は知的財産権の保護を高く重視し、すでに国家戦略として位置づけており、世界各国と交流と対話を行いたい」と話した。

温総理はまた、「中国の商業環境が悪化しているのではないか」との質問に答え、外資系企業による投資の成長から見て、中国に対する信頼が失ったのではないことがわかるとの認識を示したうえで、「自主イノベーションや知的財産権、政府調達などをめぐった議論は、すべてが外資系企業の誤解だとは言えず、われわれの政策に不明確なところもあった」と述べ、「中国国内で登録された外資系企業はすべて内国民待遇を受ける。イノベーションや政府調達、知的財産権の保護ではすべて等しいものとみなし、平等に取り扱うこととする」と強調した。(国家知識産権網 2010年9月15日)

★★★10. 合併・再編促進の意見が発表、知財優位性企業の育成を強調★★★

国务院がこのほど、「企業の買収合併・再編を促進する意見」を発表し、重点産業の調整と振興に関する計画の徹底実施を求めるとともに、知的財産権の分野で優位性を持つ主力企業の育成を急ぐ方針を明らかにした。

「意見」は、重点産業の調整と振興に関する計画の徹底実施を要求するほか、自動車、鉄鋼、セメント、機械製造、電解アルミ、レアアースなどの産業に重点を置き、▽主要企業の提携・協力、地域を跨ぐ合併・再編、海外での買収合併および投資協力を推し進め、▽自主的知的財産権とブランドを有する主力企業の育成を急ぎ、▽国際的競争力を持つ大型企業グループを育成するなど、産業構造の改善とアップグレードを推進する方針が示された。また、「意見」では国有企業の改革、再編に民間企業が参与するよう奨励、支援することや非公有制経済と中小企業の発展を促進するなどの内容も盛り込まれている。買収合併、再編の際に企業の直面する資金問題などについて、「意見」は政府が税収優遇、財政補助、金融支援などの面で支援を行う必要があるとしている。(国家知識産権網 2010年9月8日)

○地方政府の動き

★★★4. 国内初のLED特許連盟が深センで設立★★★

国内初のLED特許技術連盟、深センLED特許連盟が8月30日設立大会が開かれ、正式に発足した。深セン市におけるLED企業の発展に相応しい知的財産権業界戦略の作成、実施や業界の知的財産権総合能力の向上、LED産業の順調な発展を促進するのが狙いで、深セン市のLED企業数百社が加盟している。

深セン市場監督管理局の責任者によると、同市の昨年のLED特許出願は全国で最も多い1066件であったが、1000社を超えるLED企業の数にしては、1社あたりの平均出願件数

は1件にも達しておらず、それに特許分野はほとんどが産業チェーンの下流と応用などで、国外LED企業に比べて数量と質とともに格差が大きいという。重要LED特許技術は主に、日本、ドイツ、オランダ、米国、韓国の多国籍企業が保有しており、国内企業が国外市場の進出が難しいという高い特許料を支払わなければならない課題に直面している。こうした背景で設立された同連盟は企業の自主的研究開発能力の強化、核心的競争力の向上、相互提携による国外特許障壁の打破などを支援し、具体的には早期警報システムや特許プールの作成などで企業の国外進出における知的財産権をめぐる課題の解決を協力することにしている。(国家知識産権網 2010年9月10日)

○司法関連の動き

★★★4. 「HONYO」は「HONDA」の類似商標、ホンダが一審で勝訴★★★

広州市の増城東陽オートバイ実業有限公司の登録した「HONYO」商標とホンダの「HONDA」商標との類似問題をめぐって起こった行政訴訟で、北京市第一中級人民法院(裁判所)はこのほど、類似商標だと主張するホンダの異議申立を認め、国家工商行政管理総局の商標評審委員会の異議申立審判裁定を取り消す判決を下した。

「HONYO」商標は2001年に東陽会社がオートバイなどの商品に登録出願したが、ホンダが「HONDA」と類似すると主張し、国家工商行政管理総局の商標局に異議申立を行った。商標局に拒絶されたのを受けて商標評審委員会に審判の請求を提出したが、同委員会は去年に「HONYO」商標の登録を認める商標局の決定を維持する裁定を出した。その後、ホンダが商標評審委員会を相手取り行政訴訟を起こした。裁判所では、▽「HONYO」と「HONDA」とは外形が近似する、▽「HONDA」商標が異議商標の出願日の以前から高い知名度を持っている、▽関連消費者が誤認しやすい——などの理由で、商標評審委員会の裁定は事実の認定に間違いがあり、法規定の適用も不当だとし、その異議審判決定を取り消す判決を下した。この判決について、東陽会社は不服としてすでに北京市高級人民法院に控訴したという。(国家知識産権網 2010年9月19日)

○統計関連

★★★2. 登録商標の出願件数が累計で770万件に★★★

中国の登録商標出願件数が今年7月末現在、累計で770万2000件、登録件数が495万6000件、有効登録商標が402万2000件で、出願件数、審査件数、有効件数のいずれも世界トップであることが、青海省西寧市で9月1日行われた2010年度中国商標年会の開幕式でわかった。

中国の商標審査周期は現在、17月に短縮されており、工商総局では商標登録体制をさらに整備し、新興産業や現代サービス業など重点業界の商標異議、審判事件の審理を加速することになっている。各地では特色のある農産物商標の育成に取り組んでおり、7月末現在、農産物商標の総登録件数は85万4000件、地理的表示は866件となっている。また、今年上半期に国内出願者が商標局を通じて提出したマドリッド国際登録出願が780件、累計件数が1万501件で、5年連続で世界8位入りし、発展途上国では最多であった。

一方、国家工商行政管理総局の付双建副局長が開幕式の席上で、国内ブランドの商品の輸出が全体の1割にもならず、国際的ブランドが少なく、競争力が不足の現状にある国内企業は商標意識をさらに強化し、国際的な商標戦略に力を入れなければならないと指摘した。(国家知識産権網 2010年9月3日)

○その他知財関連

★★★1. 英国誌：中国が知的財産権紛争の最も多い国に★★★

英国誌「Managing Intellectual Property」がこのほど、2010年度の知的財産権分野で最も影響力を持つ50人を選出し、中国国家知識産権局の田力普局長、国家工商行政管理総局商標局の李建昌局長、税関総署政策法規司知的財産権処の李群英処長、華為技術有限公司の宋柳平最高法務責任者が選ばれた。また、中国の知的財産権紛争事件の提訴者全体が一員として入選した。

この選出は2003年から同誌が毎年行っており、今年は8回目。中国の企業や個人の知的財産権保護への認識の向上により、知的財産権をめぐる紛争事件が増加傾向にあることから、中国の知的財産権紛争事件の提訴者が全員の形で同リストに選ばれた。同誌の説明によると、中国の裁判所は2009年に知的財産権民事事件3万626件を受理し、2008年より25%増加したほか、判決が下されたものは3万509件で同30%増加した。中国はすでに世界で知的財産権紛争の最も多い国となっている。一方、同誌は紛争事件の増加は訴訟時間の短縮や認証手続きの簡素化など、中国の訴訟体制の改善につながるものだとの考え方も示している。(国家知識産権網 2010年8月23日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved